



福岡医発第 815 号 (地)
令和 5 年 6 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件 (E 2 (既存項目・変更あり): 1 件) が保険適用されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 5 年 6 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令 5. 5. 31 保医発 0531 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第541号（保険）
令和 5 年 6 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 1 件（E2（既存項目・変更あり）：1 件、）が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 5 年 6 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令 5.5.31 保医発 0531 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省
保険局歯科医療管理官)

2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0531第4号
令和5年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D003（4）イを次のように改正する。

（4） カルプロテクチン（糞便）

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはE L I S A法、F E I A法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はL A法により、クローン病についてはE L I S A法、F E I A法、イムノクロマト法又はL A法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002-2 (略) D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法、<u>イムノクロマト法又はLA法</u>により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002-2 (略) D003 糞便検査 (1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法又はイムノクロマト法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ（略） D 0 0 4 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 13 部 （略） 第 3 章 （略）	ウ（略） D 0 0 4 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 2 節 削除 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 13 部 （略） 第 3 章 （略）
--	--

新たに保険適用が認められた検査

令和5年5月31日 保医発 0531 第4号（令和5年6月1日適用）

No.1

測定項目	D003 糞便検査 9 カルプロテクチン（糞便）
販売名	OC-カルプロテクチン「栄研」
区分	E2（既存項目・変更あり）
測定方法	LA法（ラテックス凝集法）
主な測定目的	糞便中のカルプロテクチンの測定（炎症性腸疾患の診断補助及び病態把握の補助）
点数	270点（D003 糞便検査 9 カルプロテクチン（糞便））
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D002-2（略） D006-3 糞便検査 （1）～（3）（略） （4）カルプロテクチン（糞便） ア（略） イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはELISA法、FEIA法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。 ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ（略） D004～D025（略）

（日本医師会医療保険課）